

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第48号	件名：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	<改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。 <改正内容> 身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行った場合の理由の記録に関する規定は、これまで訪問・通所系サービス等については定めがなかったが、今回の省令改正により、広く運営基準に設けられることとなった。 本市では、身体的拘束等について、省令において身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定が設けられているサービスの事業者に対し、本市の独自基準として、身体的拘束等の記録を市長に報告する義務及び身体的拘束等を実施した際に家族へ連絡する義務を設けている。 今回の省令改正で新たに身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定が設けられるサービス種別についても、本市独自基準の対象とするよう改正を行う。 <施行日> 令和6年（2024年）4月1日（第2条及び第5条の規定は、同年6月1日）

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８５号）新旧対照表				【第１条・第２条関係】
改正後（案） 第２条関係 【R6.6.1施行】	改正後（案） 第１条関係 【R6.4.1施行】	現行	備考	
（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条第１項第２号、第７０条第２項第１号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条 次条から第７条までに定めるもののほか、法第４２条第１項第２号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第４条 指定訪問介護事業者は、省令第２２条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 ２ 指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 ３ 前２項の規定は、次に掲げる事業について準用する。 （１） 共生型訪問介護の事業 （２） 基準該当訪問介護の事業 （３） 指定訪問入浴介護の事業 （４） 基準該当訪問入浴介護の事業 （５） 指定訪問看護の事業 （６） 指定訪問リハビリテーションの事業 （７） 指定居宅療養管理指導の事業 （８） 指定通所介護の事業 （９） 共生型通所介護の事業 （１０） 基準該当通所介護の事業	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条第１項第２号、第７０条第２項第１号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条 次条から第７条までに定めるもののほか、法第４２条第１項第２号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第４条 指定訪問介護事業者は、省令第２２条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 ２ 指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 ３ 前２項の規定は、次に掲げる事業について準用する。 （１） 共生型訪問介護の事業 （２） 基準該当訪問介護の事業 （３） 指定訪問入浴介護の事業 （４） 基準該当訪問入浴介護の事業 （５） 指定訪問看護の事業 （６） 指定訪問リハビリテーションの事業 （７） 指定居宅療養管理指導の事業 （８） 指定通所介護の事業 （９） 共生型通所介護の事業 （１０） 基準該当通所介護の事業	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条第１項第２号、第７０条第２項第１号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条 次条から第７条までに定めるもののほか、法第４２条第１項第２号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第４条 指定訪問介護事業者は、省令第２２条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 ２ 指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 ３ 前２項の規定は、次に掲げる事業について準用する。 （１） 共生型訪問介護の事業 （２） 基準該当訪問介護の事業 （３） 指定訪問入浴介護の事業 （４） 基準該当訪問入浴介護の事業 （５） 指定訪問看護の事業 （６） 指定訪問リハビリテーションの事業 （７） 指定居宅療養管理指導の事業 （８） 指定通所介護の事業 （９） 共生型通所介護の事業 （１０） 基準該当通所介護の事業		

(11) 指定通所リハビリテーションの事業 (12) 指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。) (13) 共生型短期入所生活介護の事業 (14) 基準該当短期入所生活介護の事業 (15) 指定短期入所療養介護の事業(ユニット型指定短期入所療養介護の事業を含む。) (16) 指定特定施設入居者生活介護の事業 (17) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 (18) 指定福祉用具貸与の事業 (19) 基準該当福祉用具貸与の事業 (20) 指定特定福祉用具販売の事業 (記録の保存期間) 第5条 第3条の場合において、省令第39条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (暴力団員等の排除) 第6条 指定訪問介護事業者及び指定訪問介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (身体的拘束等の実施に係る報告義務等) 第7条 指定訪問介護事業者 は、市長の求めに応じ、 省令第23条第4号 に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第3項各号	(11) 指定通所リハビリテーションの事業 (12) 指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。) (13) 共生型短期入所生活介護の事業 (14) 基準該当短期入所生活介護の事業 (15) 指定短期入所療養介護の事業(ユニット型指定短期入所療養介護の事業を含む。) (16) 指定特定施設入居者生活介護の事業 (17) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 (18) 指定福祉用具貸与の事業 (19) 基準該当福祉用具貸与の事業 (20) 指定特定福祉用具販売の事業 (記録の保存期間) 第5条 第3条の場合において、省令第39条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (暴力団員等の排除) 第6条 指定訪問介護事業者及び指定訪問介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (身体的拘束等の実施に係る報告義務等) 第7条 <u>指定訪問介護事業者</u> は、市長の求めに応じ、 省令<u>第23条第4号</u> に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定訪問介護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第3項各号(<u>第5号から第7号まで</u>	(11) 指定通所リハビリテーションの事業 (12) 指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。) (13) 共生型短期入所生活介護の事業 (14) 基準該当短期入所生活介護の事業 (15) 指定短期入所療養介護の事業(ユニット型指定短期入所療養介護の事業を含む。) (16) 指定特定施設入居者生活介護の事業 (17) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 (18) 指定福祉用具貸与の事業 (19) 基準該当福祉用具貸与の事業 (20) 指定特定福祉用具販売の事業 (記録の保存期間) 第5条 第3条の場合において、省令第39条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (暴力団員等の排除) 第6条 指定訪問介護事業者及び指定訪問介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (身体的拘束等の実施に係る報告義務等) 第7条 <u>指定短期入所生活介護事業者(ユニット型指定短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。)</u> は、市長の求めに応じ、 省令<u>第128条第5項(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては、省令第140条の7第7項)</u> に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第3項各号(<u>第13号から第17号</u>	・身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行った場合の理由の記録に関する規定は、訪問・通所系サービスについては定めがなかったが、省令改正により、広く運営基準に設けられることとなった。 ・本市では、身体的拘束等について、省令において身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定が設けられているサービスの事業者に対し、本市の独自基準として、身体的拘束等の記録を市長に報告する義務及び身体的拘束等を実施した際に家族へ連絡する義務を設けている。 ↓ ●今回の省令改正で新たに身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定が設けられるサービス種別についても、本市独自基準の対象とするよう改正を行う。
--	---	---	--

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号）新旧対照表			【第３条関係】
改正後（案）	現行	備考	
（趣旨） 第１条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号、第７８条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条 次条から第７条までに定めるもののほか、法第７８条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第４条 前条の場合において、省令第３条の４０第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。 ２ 前項の規定は、次に掲げる事業等について準用する。 （１） 夜間対応型訪問介護の事業 （２） 指定地域密着型通所介護の事業 （３） 共生型地域密着型通所介護の事業 （４） 指定療養通所介護の事業 （５） 指定認知症対応型通所介護の事業 （６） 指定小規模多機能型居宅介護の事業 （７） 指定認知症対応型共同生活介護の事業 （８） 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業 （９） 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。） （１０） 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 （暴力団員などの排除） 第５条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 ２ 前項の規定は、前条第２項各号に掲げる事業等について準用する。	（趣旨） 第１条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号、第７８条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条 次条から第７条までに定めるもののほか、法第７８条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第４条 前条の場合において、省令第３条の４０第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。 ２ 前項の規定は、次に掲げる事業等について準用する。 （１） 夜間対応型訪問介護の事業 （２） 指定地域密着型通所介護の事業 （３） 共生型地域密着型通所介護の事業 （４） 指定療養通所介護の事業 （５） 指定認知症対応型通所介護の事業 （６） 指定小規模多機能型居宅介護の事業 （７） 指定認知症対応型共同生活介護の事業 （８） 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業 （９） 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。） （１０） 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 （暴力団員等の排除） 第５条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 ２ 前項の規定は、前条第２項各号に掲げる事業等について準用する。		

(評価結果の公表及び外部評価の活用) 第6条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、省令第9条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号（第1号、第6号、第7号及び第10号を除く。）に掲げる事業等について準用する。 (身体的拘束等の実施に係る報告義務等) 第7条 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者</u>は、市長の求めに応じ、省令<u>第3条の2第9号</u>に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号_____に掲げる事業等について準用する。 第8条～第10条 (略) 附 則 (略)	(評価結果の公表及び外部評価の活用) 第6条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、省令第9条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号（第1号、第6号、第7号及び第10号を除く。）に掲げる事業等について準用する。 (身体的拘束等の実施に係る報告義務等) 第7条 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、市長の求めに応じ、省令<u>第73条第6号</u>に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号<u>(第7号から第10号までに限る。)</u>に掲げる事業等について準用する。 第8条～第10条 (略) 附 則 (略)	
---	---	--

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号）新旧対照表			
改正後（案） 第5条関係 【R6.6.1施行】		改正後（案） 第4条関係 【R6.4.1施行】	現行
備考			
(趣旨)		(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。		第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。
(定義)		(定義)	(定義)
第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。		第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。	第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）		（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）	（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）
第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。		第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。	第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
（記録の保存期間）		（記録の保存期間）	（記録の保存期間）
第4条 前条の場合において、省令第54条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。		第4条 前条の場合において、省令第54条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。	第4条 前条の場合において、省令第54条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。
2 前項の規定は、次に掲げる事業について準用する。		2 前項の規定は、次に掲げる事業について準用する。	2 前項の規定は、次に掲げる事業について準用する。
(1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業		(1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業	(1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
(2) 指定介護予防訪問看護の事業		(2) 指定介護予防訪問看護の事業	(2) 指定介護予防訪問看護の事業
(3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業		(3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業	(3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業
(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業		(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業	(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業
(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業		(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業	(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業

(6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を含む。） (7) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業 (8) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 (9) 指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を含む。） (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (12) 指定介護予防福祉用具貸与の事業 (13) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業 (14) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業（暴力団員等の排除） 第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令第56条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （身体的拘束等の実施に係る報告義務等） 第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業者 は、 市長の求めに応じ、省令第57条第4号 に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を	(6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を含む。） (7) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業 (8) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 (9) 指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を含む。） (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (12) 指定介護予防福祉用具貸与の事業 (13) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業 (14) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業（暴力団員等の排除） 第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令第56条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （身体的拘束等の実施に係る報告義務等） 第7条 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者</u> は、 市長の求めに応じ、省令<u>第57条第4号</u> に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を	(6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を含む。） (7) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業 (8) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 (9) 指定介護予防短期入所療養介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を含む。） (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (12) 指定介護予防福祉用具貸与の事業 (13) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業 (14) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業（暴力団員等の排除） 第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 2 前項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令第56条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号に掲げる事業について準用する。 （身体的拘束等の実施に係る報告義務等） 第7条 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）</u>は、 市長の求めに応じ、省令<u>第136条第2項（省令第159条において準用する場合を含む。）</u>に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 2 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者</u>は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を
--	---	--

得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号 <u> </u> <u> </u>に掲げる事業について準用する。 第8条 （略） 附 則 （略）	を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号 <u>（第2号から第5号</u> <u>までを除く。）</u>に掲げる事業について準用する。 第8条 （略） 附 則 （略）	を得ていたときは、この限りでない。 3 前2項の規定は、第4条第2項各号（<u>第7号から第11号</u> <u>までに限る。）</u>に掲げる事業について準用する。 第8条 （略） 附 則 （略）	
---	--	--	--

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９１号）新旧対照表【第６条関係】		
改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準） 第３条 次条から第９条までに定めるもののほか、法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第４条 前条の場合において、省令第４０条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。 （暴力団員等の排除） 第５条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第６条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、省令第４１条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 ２ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体的拘束等の実施に係る報告義務等） 第７条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者</u> は、市長の求めに応じ、省令<u>第４２条第１１号</u>に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 ２ <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者</u> は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準） 第３条 次条から第９条までに定めるもののほか、法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第４条 前条の場合において、省令第４０条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。 （暴力団員等の排除） 第５条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第６条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、省令第４１条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 ２ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体的拘束等の実施に係る報告義務等） 第７条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u> は、市長の求めに応じ、省令<u>第５３条第２項</u>に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。 ２ <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u> は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る	

特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業についての準用） 第8条 第4条、第5条及び前条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業についての準用） 第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。 第10条・第11条 （略） 附 則 （略）	特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業についての準用） 第8条 第4条及び第5条 の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業についての準用） 第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。 第10条・第11条 （略） 附 則 （略）	
--	--	--

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第56号）新旧対照表			【第7条関係】
改正後（案）	現行	備考	
（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準） 第3条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 指定居宅介護支援事業者は、省令第12条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （記録の保存期間） 第5条 第3条の場合において、省令第29条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 （暴力団員等の排除） 第6条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 <u>（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）</u> <u>第7条 指定居宅介護支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第13条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。</u> （準用）	（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準） 第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 指定居宅介護支援事業者は、省令第12条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （記録の保存期間） 第5条 第3条の場合において、省令第29条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 （暴力団員等の排除） 第6条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 <u>【新設】</u> （準用）		

第8条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。 （指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件） 第9条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 附 則 （略）	第7条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。 （指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件） 第8条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 附 則 （略）	
--	--	--

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第57号）新旧対照表			【第8条関係】
改正後（案）	現行	備考	
（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準） 第3条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第4条 前条の場合において、省令第28条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 （暴力団員等の排除） 第5条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第6条 指定介護予防支援事業者は、省令第29条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 <u>（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）</u> <u>第7条 指定介護予防支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第30条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準） 第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 （記録の保存期間） 第4条 前条の場合において、省令第28条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。 （暴力団員等の排除） 第5条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。 （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第6条 指定介護予防支援事業者は、省令第29条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 <u>【新設】</u>		

<u>し、承諾を得ていたときは、この限りでない。</u> (準用) 第8条 第4条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。 (指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件) 第9条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 附 則 (略)	(準用) 第7条 第4条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。 (指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件) 第8条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 附 則 (略)	
---	---	--

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第50号	件名：熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 障害者福祉センター希望荘の名称を変更するため、所要の改正を行うもの。 ＜改正内容＞ 題名を次のように改める。 熊本市障がい者福祉センター希望荘条例 第1条中「熊本市障害者福祉センター希望荘」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘」に改める。 第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。 ＜施行日＞ 令和6年4月1日

熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成４年条例第５８号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
○<u>熊本市障がい者福祉センター希望荘条例</u> （設置） 第１条 在宅の障害者の福祉の向上を図るために必要なサービスを提供する施設として、<u>熊本市障がい者福祉センター希望荘</u>（以下「センター」という。）を設置する。 第２条～第８条の２ （略） （損害賠償） 第９条 センターの建物又は設備を<u>毀損し</u>、若しくは滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第１０条～第１７条 （略） 附 則 （略）	○<u>熊本市障害者福祉センター希望荘条例</u> （設置） 第１条 在宅の障害者の福祉の向上を図るために必要なサービスを提供する施設として、<u>熊本市障害者福祉センター希望荘</u>（以下「センター」という。）を設置する。 第２条～第８条の２ （略） （損害賠償） 第９条 センターの建物又は設備を<u>き損し</u>、若しくは滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第１０条～第１７条 （略） 附 則 （略）	・施設名中の「障害」を「障がい」に改める。 ・現在は「毀」も常用漢字となっているため、修正。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第51号	件名：熊本市児童福祉法施行条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、所要の改正を行うもの。 ＜改正内容＞ 第2条ただし書中「第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援」を「第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改める。 ＜施行日＞ 令和6年4月1日

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第51号	件名：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	<改正理由> 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、所要の改正を行うもの。 <改正内容> 第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。 <施行日> 令和6年4月1日

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第51号	件名：熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	<改正理由> 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、所要の改正を行うもの。 <改正内容> 第7条中「、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「及び児童発達支援センター」に改める。 <施行日> 令和6年4月1日

熊本市児童福祉法施行条例（平成２４年条例第３２号）新旧対照表			【第１条関係】
改正後（案）	現行	備考	
（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の要件） 第２条 法第２１条の５の１５第３項第１号（法第２１条の５の１６第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。 ただし、法第 <u>第６条の２の２第２項に規定する</u> <u>児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 第３条～第５条 （略） 附 則 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の要件） 第２条 法第２１条の５の１５第３項第１号（法第２１条の５の１６第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。 ただし、法第 <u>第６条の２の２第３項に規定する医療型児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 第３条～第５条 （略） 附 則 （略）	・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）による児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備。 ・これまでは、全ての障害児を対象に福祉的支援を行う「児童発達支援」と、肢体不自由児を対象に福祉的支援と治療を行う「医療型児童発達支援」とで類型が分かれていたが、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、令和６年４月１日から類型の一元化が行われ、まとめて「児童発達支援」となる。 ・規定ぶりは児童福祉法施行規則第１８条の３４第１項を参考にしている。	

○児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）新旧対照表【令和４年法律第６６号による改正分】	
新	旧
第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援_____、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。 ② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作 <u>及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援</u> その他の内閣府令で定める便宜を <u>供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。）を行う</u> ことをいう。 <u>【削る】</u> <u>③～⑧</u> （略）	第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。 ② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作 <u>の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練</u> その他の内閣府令で定める便宜を <u>供与する</u> ことをいう。 <u>③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</u> <u>④～⑨</u> （略）
○児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）新旧対照表	
新	旧
第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、 <u>法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。 ② （略）	第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、 <u>法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。 ② （略）

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）新旧対照表			【第２条関係】
改正後（案）	現行	備考	
（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号並びに第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第３条 （略） （外部評価の活用） 第４条 指定児童発達支援事業者は、省令第２６条第３項に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体拘束等の実施に係る連絡義務） 第５条 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （暴力団員等の排除） 第６条 指定児童発達支援事業者及び指定児童発達支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 （準用） 第７条 第４条から前条までの規定は、次に掲げる事業について準用する。 （１） 共生型児童発達支援の事業 （２） 基準該当児童発達支援の事業 【削る】 ③ 指定放課後等デイサービスの事業 ④ 共生型放課後等デイサービスの事業 ⑤ 基準該当放課後等デイサービスの事業 ⑥ 指定居宅訪問型児童発達支援の事業 ⑦ 指定保育所等訪問支援の事業 附 則 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号並びに第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第３条 （略） （外部評価の活用） 第４条 指定児童発達支援事業者は、省令第２６条第３項に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体拘束等の実施に係る連絡義務） 第５条 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （暴力団員等の排除） 第６条 指定児童発達支援事業者及び指定児童発達支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。 （準用） 第７条 第４条から前条までの規定は、次に掲げる事業について準用する。 （１） 共生型児童発達支援の事業 （２） 基準該当児童発達支援の事業 ③ 指定医療型児童発達支援の事業 ④ 指定放課後等デイサービスの事業 ⑤ 共生型放課後等デイサービスの事業 ⑥ 基準該当放課後等デイサービスの事業 ⑦ 指定居宅訪問型児童発達支援の事業 ⑧ 指定保育所等訪問支援の事業 附 則 （略）	・類型の一元化により、「指定医療型児童発達支援の事業」が省令上削除となることに伴う規定の整備。	

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 第２条～第４条 （略） （業務の質の評価等） 第５条 福祉型障害児入所施設は、その行う法第４２条第１号に規定する支援に係る業務の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。 ２ 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体拘束等の禁止） 第６条 福祉型障害児入所施設は、その支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 ２ 福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 ３ 福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （準用） 第７条 前２条の規定は、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターについて準用する。 附 則 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 第２条～第４条 （略） （業務の質の評価等） 第５条 福祉型障害児入所施設は、その行う法第４２条第１号に規定する支援に係る業務の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。 ２ 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 （身体拘束等の禁止） 第６条 福祉型障害児入所施設は、その支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 ２ 福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 ３ 福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。 （準用） 第７条 前２条の規定は、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについて準用する。 附 則 （略）	・福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターを「児童発達支援センター」に一元化することに伴う規定の整備。

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第52号	件名：熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について
	<改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 <改正内容> 第1条から第3条までの規定中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。 <施行日> 令和6年4月1日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成２３年条例第７４号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考		
（趣旨） 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。 （症状等の報告） 第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、市長に報告しなければならない。 （報告の時期） 第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、同項に規定する任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月を経過する月ごとに行わなければならない。ただし、当該任意入院者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者であるときは、当該入院した日の属する月の翌月を初月として6月を経過する月においても行わなければならない。 （委任） 第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。 （症状等の報告） 第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、市長に報告しなければならない。 （報告の時期） 第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、同項に規定する任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月を経過する月ごとに行わなければならない。ただし、当該任意入院者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者であるときは、当該入院した日の属する月の翌月を初月として6月を経過する月においても行わなければならない。 （委任） 第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （略）	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2が改正されたことに伴う引用条項の整備。（<u>第3項→第2項に繰り上げ</u>） ※掲載官報：令和4年12月16日 号外第269号 ・ 法の新旧対照表は以下のとおり。 <table><tr><td> （定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 【削る】 2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。 </td><td> （定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている_____精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。 3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項_____の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。 </td></tr></table>	（定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 【削る】 2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。	（定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている_____精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。 3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項_____の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。
（定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 【削る】 2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。	（定期の報告等） 第三十八条の二 措置入院者を入院させている_____精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。 2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。 3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項_____の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。			

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。